

アルコール健康障害対策基本法案要綱

第一 総則

一 目的（第1条関係）

酒類が国民の生活に豊かさと潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透している一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となり、アルコール健康障害は、本人の健康の問題であるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高いことに鑑み、アルコール健康障害対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、アルコール健康障害対策の基本となる事項を定めること等により、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止を図り、あわせてアルコール健康障害を有する者等に対する支援の充実を図り、もって国民の健康を保護するとともに、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とすること。

二 定義（第2条関係）

この法律において「アルコール健康障害」とは、アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害をいうこと。

三 基本理念（第3条関係）

アルコール健康障害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならないこと。

- 1 アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施するとともに、アルコール健康障害を有し、又は有していた者とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。
- 2 アルコール健康障害対策を実施するに当たっては、アルコール健康障害が、飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に密接に関連することに鑑み、アルコール健康障害に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

四 責務（第4条から第9条まで関係）

国、地方公共団体、酒類の製造又は販売を行う事業者、国民、医師等及び健康増進事業実施者の責務を規定すること。

五 アルコール関連問題啓発週間（第10条関係）

国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、アルコール関連問題啓発週間（11月10日から同月16日まで）を設けること。

六 法制上の措置等（第 11 条関係）

政府は、アルコール健康障害対策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならないこと。

第二 アルコール健康障害対策推進基本計画等（第 12 条から第 14 条まで関係）

- 一 政府は、この法律の施行後 2 年以内に、アルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、アルコール健康障害対策推進基本計画を策定しなければならないこと。
- 二 都道府県は、都道府県アルコール健康障害対策推進計画を策定するよう努めるものとする。

第三 基本的施策（第 15 条から第 24 条まで関係）

基本的施策として、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 1 教育の振興等
- 2 不適切な飲酒の誘引の防止
- 3 健康診断及び保健指導
- 4 アルコール健康障害に係る医療の充実等
- 5 アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等
- 6 相談支援等
- 7 社会復帰の支援
- 8 民間団体の活動に対する支援
- 9 人材の確保等
- 10 調査研究の推進等

第四 アルコール健康障害対策推進会議（第 25 条関係）

内閣府、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、警察庁その他の関係行政機関の職員をもって構成し、連絡調整を行うアルコール健康障害対策推進会議を設置すること。

第五 アルコール健康障害対策関係者会議（第 26 条及び第 27 条関係）

内閣府に、第二のアルコール健康障害対策推進基本計画の策定及び第四の連絡調整に際して意見を聴く、専門的知識を有する者及び当事者等をもって構成されるアルコール健康障害対策関係者会議を設置すること。

第六 その他（附則関係）

- 一 この法律は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
- 二 この法律の施行当初は、内閣府においてアルコール健康障害対策推進基本計画の策定及び推進に関する事務を所掌し、アルコール健康障害対策推進基本計画の策定後 3 年以内に当該事務を厚生労働省に移管すること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。